

浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です！

法定検査を必ず受検しましょう



浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務



【外観検査】

法定検査

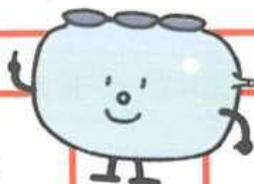
浄化槽の放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定します。



【BOD自動分析装置】

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。



清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。



法定検査はなぜ必要？

浄化槽が正常に機能しているか、**保守点検・清掃**が適正に実施されているかを、県の指定した検査機関が公正中立に行うもので、車でいう「車検」にあたります。法定検査は、保守点検とは目的・作業内容が異なるものであり、**浄化槽法により毎年1回の受検が義務づけられています。**

法定検査を行うのは？

鹿児島県が指定した（公財）鹿児島県環境保全協会の検査員が法定検査を行います。このうち、定期検査については、検査員が**4年に1回の基本検査と4年に3回（当面1回）の採水員検査**を行います。

法定検査を受けないと罰則がある？

県や浄化槽事務の権限を有する市町村からの受検命令に従わない場合には、**30万円以下の過料（金銭罰）に処せられることがあります。**

単独処理浄化槽をご使用の皆様へ

単独処理浄化槽は、台所やお風呂等の生活雑排水が未処理のまま川などに排水され、環境への負荷が大きいため、**合併処理浄化槽への転換**をお願いします。
なお、平成13年以降、単独処理浄化槽の新たな設置は認められていません。

行政指導を強化します

保守点検・清掃を専門業者に委託していない場合（適正に自己管理されている場合を除く）や法定検査を受けないなど、特に問題がある浄化槽について、行政指導を強化します。

浄化槽に関するお問い合わせ先

快適な住空間と
清浄な水環境を未来へ



名称	住所	電話番号
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3685
公益財団法人 鹿児島県環境保全協会 [指定検査機関]	鹿児島市宇宿 2丁目 9-9	099-296-9000